

# 国家戦略特区における規制の特例措置の 全国展開について

[免許申請制度等に係る事前調整を円滑かつ迅速に進めるための運用体制の整備]

令和4年2月

総務省

# 特定実験試験局制度の特例の概要

■ 特例措置は、区域計画の認定を受けた地方公共団体が主体となり混信防止のための関係者間における事前調整や措置を取ることににより、特定実験試験局※の申請から免許までの期間を原則即日免許とする措置を講じている。

※ 特定実験試験局は、公示する周波数・地域・期間・空中線電力等の一定の基準を満たす場合に開設できる実験、試験又は調査を目的とした無線局。

従来

一定の範囲内において混信の懸念が存在しない周波数帯

### 告示に係る手続き



### 免許に係る手続き



特区への特例措置

免許処理の更なる迅速化のための手当

要望

① 区域計画

② 調整会議

区域会議における告示案の確認後

告示制定

2~3ヶ月程度

要望に応じて事前確認

①区域計画の策定  
特区法に定める特定事業として区域計画に規定

事前調整

- ②告示案に係る調整  
(総務省・地方公共団体・関係者間)
- 周波数及び空中線電力
  - 地域及び期間
  - 混信防止のための措置

③ 特別事前確認

申請

審査

免許発給

原則即日の免許発給

- ③申請予定の内容についての事前確認
- 申請書の記載内容
  - 登録検査等事業者の点検内容
  - 混信防止措置との関連性  
(特区の自治体の責任の下、混信防止が図られていること)

※H28年1月20日 措置

## ○ 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日）【抜粋】

### 8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方

#### (1) 規制改革の推進

##### i) 国家戦略特区の推進

#### ② 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

##### (特定実験試験局制度の特例)

・ 本特例措置の全国展開として、本特例創設後に、実証実験における周波数利用に係る免許手続きを簡略化するため整備された全国制度ではカバーされていない周波数の今後の利用ニーズに全国的に対応するため、規制所管省庁において、一般の免許申請制度等に係る事前調整を円滑かつ迅速に進めるための運用体制を2021年度中に整備する。

## 【総務省の取組】

- 各総合通信局及び沖縄総合通信事務所（計11カ所）に実験試験局に係る総合的な事前相談窓口を設置し、ホームページで公表（令和3年7月1日）。

【事前相談窓口】 各総合通信局：電波利用企画課、沖縄総合通信事務所：無線通信課

- 事前相談の対応業務として、①実験試験局の開設に係る各種免許申請手続きの制度説明、②他の無線局の使用状況の情報提供、③特定実験試験局の要望の受付及び調整等を行い、円滑かつ迅速な実験試験局の開設に向けて総合調整やフォローアップ等の必要な支援を実施。

## 【事前相談窓口の設置後における事前相談件数】

(令和3年7月1日～令和4年1月31日 (7ヶ月間) )

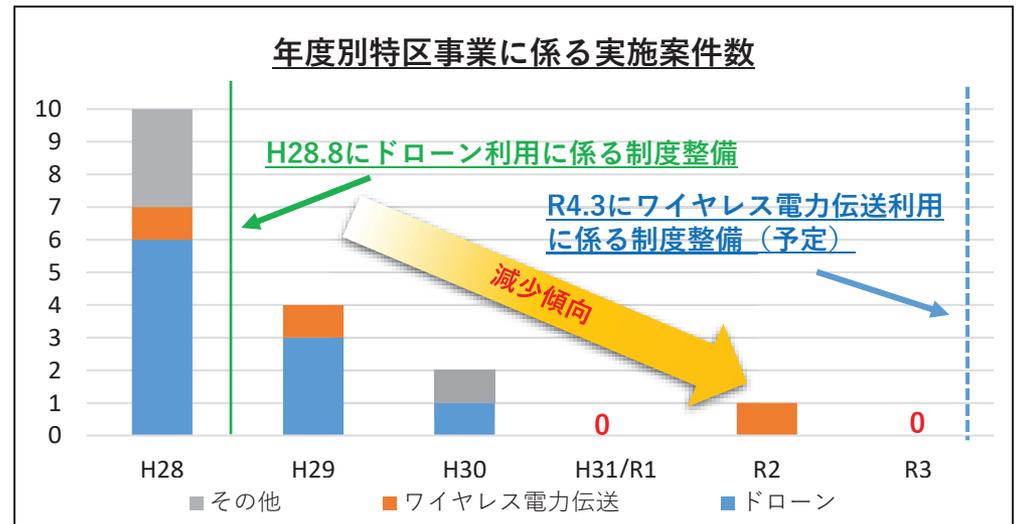
○ 事前相談件数 : 30件

(実験試験局に係る無線局免許手続の相談や特定実験試験局の周波数の使用期限延長等)

## 参考

### 【特区事業に係る実施案件】

ドローン案件	10件
ワイヤレス電力伝送案件	3件
その他案件 (センサーなど)	4件
合計	17件



# 事前相談窓口の設置に伴う効果

- 事前相談窓口の設置・公表を行うことによって、総務省へのアクセスが容易となり、実際に実証試験を計画する者から実験試験局に係る免許申請手続等の事前相談が寄せられており、その効果があるものと考えられる。

総務省の主な取組 (事前相談窓口における対応)	申請相談者のメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電波法令及び各種免許申請スキームの説明</li> <li>● 無線局免許手続に係る流れや必要提出書類の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電波法令や無線局免許手続に関する知識習得</li> <li>■ 無線局申請準備作業の効率化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で使用可能な周波数等の情報提供</li> <li>● 干渉調整が必要な既存無線局免許人の紹介</li> <li>● 干渉対策や運用調整に係る助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 使用周波数や実施場所選定の効率化</li> <li>■ 実験計画の策定や無線機器調達作業の効率化</li> <li>■ 干渉対策措置に係る協議・調整の円滑化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配置すべき無線従事者の資格要件の説明</li> <li>● 無線機器の測定事業者の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無線局開設に係る手続きの円滑化・迅速化</li> </ul>



実験計画の段階から、地域的に使用可能な周波数の情報提供や運用調整等に係る事例紹介や助言を行うことによって、実験試験局開設までの事前調整及び準備作業の円滑化・迅速化を図ることが可能となり、無線局の免許申請から無線局の開設（免許）までの期間を短縮することが期待できる。